

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新小学1年生】

(面談)

		アンケート結果(統合版)	「学校H」の食物アレルギー面談シート	(案)	第5回委員会における意見
①(11月) 就学時健康診断 ↓ (11月～3月) 面談【1回目】	◆面談者	☐ 管理職 ☐ 養護教諭 ☐ 栄養教諭		☐ 管理職 ☐ 養護教諭 ☐ 栄養教諭(在籍校のみ) 【留意点】養護教諭と栄養教諭の一方は必ず出席	◎ 面談については複数の教職員で対応すべき。 ◎ 保護者に安心していただくためにも管理職は必須である。
	◆把握事項				◎ 第4回委員会の参考資料である「学校H」の『食物アレルギー面談シート』をベースにするのが良い
		☐ 原因食材	◆ アレルギーの原因食品は何ですか。	☐ ◆ アレルギーの原因食品は何ですか。	
			◆ どのような時に症状が出ますか。(喫食した時・触れた時)	◆ どのような時に症状が出ますか。	
		☐ 症状、程度	◆ 原因食品を摂取した場合、どのような症状が出ますか。	☐ ◆ 原因食品を摂取した場合、どのような症状が出ますか。	
			◆ 最近アレルギー症状を起こしたのはいつですか。	◆ 最近アレルギー症状を起こしたのはいつですか。	
			◆ アレルギー反応を起こした時の対処法はどのようにしていますか。	◆ アレルギー反応を起こした時の対処法はどのようにしていますか。	
		☐ 幼稚園・保育園・家庭における対応	◆ 家庭では、除去食はどのような対応をしていますか。	☐ ◆ 家庭では、除去食はどのような対応をしていますか。	◎ 幼稚園・保育園の対応については、学校と対応が異なるため必須ではない
		☐ 内服薬・エビペンの有無	◆ エビペンや薬の保管について、確認する。	☐ ◆ 内服薬やエビペンは持っていますか。また、どのような時に使用するよう医師から指示を受けていますか。	
			◆ 本人はアレルギー症状のでる食品を把握していますか。	◆ 本人はアレルギー症状のでる食品を把握していますか。	
			◆ コンタミネーション(調理加工工場での微量混入)は大丈夫ですか。	◆ コンタミネーション(調理加工工場での微量混入)は大丈夫ですか。	
			◆ 過去に除去食を行っていたが、現在は完全に食べられるようになった食品はありますか。	◆ 過去に除去食を行っていたが、現在は完全に食べられるようになった食品はありますか。	
		☐ 学校に対しての要望	◆ 学校生活で配慮すべきことはありますか(掃除・運動・調理実習・係活動・黒板等)	☐ ◆ 学校生活で心配なこと(席順や給食当番等)はありますか。 ◆ アナフィラキシーを起こしたことはありますか。	◎ 「学校に対しての要望」という項目ではなく「学校生活で心配なこと」という項目にする方が誤解がない
			◆ 緊急時の保護者の連絡先・搬送先の病院を確認する。	☐ ◆ 緊急時の保護者の連絡先・搬送先の病院を教えてください。	
			◆ 他の児童へ当該児童のアレルギーを知らせても大丈夫ですか。		◎ 「伝達事項」の項目とする

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新小学1年生】

(面談)

		アンケート結果(統合版)	「学校H」の食物アレルギー面談シート	(案)	第5回委員会における意見
①(11月) 就学時健康診断 ↓ (11月～3月) 面談【1回目】 (続き)	◆伝達事項	○ 和泉市の対応(「手引き」に基づき説明)	◆ アレルギー専用の設備・器具・食器・人員がないことの説明	○ 和泉市の対応(「手引き」に基づき説明)	◎ 第4回委員会の参考資料である「学校H」の「食物アレルギー面談シート」をベースにするのが良い
		○ 提出書類等の記入方法			
		○ 文書料補助制度		○ 文書料補助制度	◎ 4月から除去食や代替食の対応があるので、1回目の面談において伝達する必要がある
		○ 入学説明会後の面談		○ 4月面談の実施	
			◆ 除去食や代替食対応当日の流れについて確認する(アレルギー用の食器使用や代替食の保存場所など)	○ ◆ 除去食や弁当対応当日の流れ(アレルギー用の食器使用や代替食の保存場所など)	
			◆ エピペンや薬の保管場所について確認する。	○ ◆ 学校のエピペンや薬の保管場所	◎ 各校により対応が異なるため不要
			◆ 本人がエピペンを打つあるいは薬が飲めない場合は、教職員が対応することを説明し、同意を得る。	◆ 本人が医師の指示どおりに服薬やエピペンを打てない場合は、教職員が対応すること(同意を得る)	
			◆ 食物アレルギー対応確認書について説明する。(献立表のマークを確実に行うことができていなければ正確な対応ができないことを伝える)また、毎月、献立表と必要場合は詳しい成分表を渡すことも説明する。		
			◆ 給食での対応に毎年管理指導表が必要なことを説明し、同意を得る。	○ ◆ 対応の継続にあたっては、毎年、医師の診断書である「学校生活管理指導表」を提出いただくことが必要なこと	◎ クラスの子どもにアレルギー情報を共有することは、安全のためにも必要
				・ 毎月の献立の確認方法	
				・ 給食費の返金方法	
				・ クラスの児童生徒に食物アレルギー情報を知らせること	
②(2月) 入学説明会 ↓ 削 除	◆面談者	○ 管理職			
		○ 養護教諭			
		○ 栄養教諭			
	◆把握事項	○ 提出のあった書類における医師の指示事項			
		○ アレルギーの状況			
		○ エピペンの所持、服用薬			
		○ 緊急時の対応			
		○ かかりつけ医、主治医			
		○ 幼稚園・保育園・家庭における対応			
		○ 要望			
	◆伝達事項	○ 学校における対応(エピペンの保管場所やお弁当の保管方法等)			
		○ 毎月の献立の確認方法			
		○ 病院受診と管理指導表の取得			
		○ 給食費の返金方法			
		○ 入学後の面談の実施			
	◆その他事項	○ 4月の面談実施の必要性			

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新小学1年生】

(面談)

		アンケート結果	(案)	第5回委員会における意見
③(4月) 入学後 ↓ (4月～給食開始前) 面談【2回目】	◆面談者	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ)	◎ 修正の意見なし
	◆把握事項	○ 原因食材 ○ 内服薬・エビペンの有無(使用基準、保管場所等) ○ アレルギー症状と給食対応 ○ 当番活動・座席・配膳順等にかかる配慮の必要性 ○ 給食以外でのアレルギー対応 ○ 緊急時の対応・連絡体制 ○ 要望、保護者の不安事項	○ 「面談【1回目】」で把握した内容を再確認	◎ 人事異動や担任の決定を踏まえ、1回目の面談で把握した事項について再確認する必要がある
	◆伝達事項	○ 学校における対応(除去食・持参食・校外学習) ○ 緊急時の対応 ○ 毎月の献立確認方法 ○ 給食費の返金 ○ 給食の進め方 ○ 提出書類の説明	○ 「面談【1回目】」で伝達した内容を再確認	◎ 人事異動や担任の決定を踏まえ、1回目の面談で伝達した事項について再確認する必要がある
※ その他の面談	◆面談内容	○ アレルギー食材の種類が多く、複雑な対応が必要な児童の保護者との定期的な面談	○ 保護者の希望等により必要に応じて面談	◎ 複雑な対応が必要な児童のみならず、保護者の要望や状況に変化があった場合など、必要に応じて面談を行うことが必要。
	◆面談者	○ 栄養教諭 ○ 学級担任(必要に応じて)		
	◆把握事項	○ 翌月の献立内容 ○ 教室での対応		

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新小学1年生】

(校内委員会)

アンケート結果(統合版)			(案)		第5回委員会における意見
① (2月) 入学説明会の 面談後 ↓ (11月～3月) 面談【1回目】 の後	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年代表(各1名)	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ)	◎ 管理職、養護教諭、栄養教諭で良い
	検討・決定	◆ 給食での対応を検討する。	○ 面談の結果を踏まえ、除去食の提供の仕方や持参したお弁当の保管方法について協議を行う	○ 和泉市学校生活管理指導表に基づき対応を検討する	
			○ アレルギーを有する児童の状況把握や入学状況を確認する		
		◆ 校長が対応を決定する。	○ 参加メンバーや保護者の意見を踏まえて対応方法を決定する		◎ 学年代表は必須ではない。
② (4月) 面談【2回目】 の後	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年代表(各1名)	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ) 【留意点】必要に応じて下記職員が参加 ・ 学年主任(各1名) ・ 首席 ・ 保健主事	
	検討・決定	◆ 担任決定、新年度の体制による構成員の確認をする。	○ 担任決定、新年度の体制による構成員を確認する	○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする	
		◆ 決定事項の共通理解を図る。	○ 職員会議において、生徒一覧、個別の対応表を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 症状が重篤な児童やエビベン処方児童については顔写真を提示のうえ共通認識を図る ○ 緊急時における対応について研修を開催する		◎ 「決定事項の共通理解を得る」という項目については、別枠で記載すべき
		◆ 給食での対応を開始し、問題点がないかどうか検討する。	○ 適宜、問題点の有無等を確認し、必要に応じて関係職員で対応を検討する	○ 適宜、問題点の有無等を確認し、必要に応じて関係職員で対応を検討する	◎ 新1年生に顔写真を提示してもらうことは難しいこともあり必須ではない
		◆ 実施頻度・会議内容・決定事項等	○ 必要に応じて再発防止策を検討し、全職員で情報共有を図る	○ 必要に応じて再発防止策を検討し、全職員で情報共有を図る	
上記以外に開催している「校内委員会」	◆ 実施頻度・会議内容・決定事項等	○ 必要に応じて再発防止策を検討し、全職員で情報共有を図る	◆ 実施頻度・会議内容・決定事項等	○ 必要に応じて再発防止策を検討し、全職員で情報共有を図る	

(情報共有)

アンケート結果(統合版)		(案)	第5回委員会における意見
(4月) 校内委員会② 開催後		◆ 決定事項の共通理解を図る。 ○ 職員会議において、児童一覧や個別の対応表(食物アレルギー面談シート)等を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 校長が中心となって、緊急時における対応(エビベン取り扱いを含む)について研修会を開催する ○ 養護教諭、栄養教諭、給食主任等が調理員と情報共有を図る	

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新小学2～新小学6年生】

(面談)

		アンケート結果(統合版)	(案)		書面回答の意見
① (3月) 校内委員会における 対応方針決定後 ↓ (12月～給食開始前) 書類回収後	◆ 面談者	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭	◆ 面談者	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ) 【留意点】上記職員の内2人以上出席	◎ 複数名での対応が望ましい
	◆ 把握事項	○ 来年度の給食対応について変更の有無 ○ アレルギー物質の変更の有無 ○ 管理指導表の内容 ○ 内服薬・エビベンの変更の有無 ○ 症状と対応の変更の有無 ○ 学校に対しての要望	◆ 把握事項	○ 前年度の「食物アレルギー面談シート」や回収書類を基に、変更等がないか確認する	◎ 1年生時の確認表・回収書類を基に、変更等がないか確認をする。
	◆ 伝達事項	○ 和泉市学校生活管理指導表に基づく学校の対応方針 ○ 毎月の献立の確認方法 ○ 必要書類の提出 ○ 給食費の返金 ○ 文書料補助制度	◆ 伝達事項	 ○ 給食費の返金 ○ 文書料補助制度	◎ すでに理解しているはずなので不要 ◎ すでに理解しているはずなので不要 ◎ 書類提出後に面談を実施するため不要
	◆ その他事項	○ エビベン保有者を対象に、必要に応じて4月以降に面談を実施する	◆ その他事項	○ 保護者の希望等、必要に応じて面談を実施する	◎ 必要に応じて実施する

(校内委員会)

		アンケート結果(統合版)	(案)		書面回答の意見
① (2月) 必要書類の 回収後 ↓ (12月 ～給食開始 前) 面談後	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年代表(各1名)	◆ 参加メンバー	○ 管理 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ)	
	検討・決定	◆ 給食での対応を継続するかどうか検討する。 ◆ 校長が対応を決定する。	◆ 給食での対応を継続するかどうか検討する。 ◆ 校長が対応を決定する。	○ 食物アレルギー面談シート及び学校生活管理指導表に基づき、前年度との変更事項等を確認し、個別の給食対応を検討する ○ 上記の内容を踏まえ、校長が対応を決定する	◎ 学校により状況が異なるため必須ではない。 ◎ 「面談調書及び学校生活管理指導表に基づき、前年度との変更事項等を確認し、個別の給食対応を検討する」に文言修正すべき
(給食対応の状況)					
① (4月) ↓ 削 除	検討・決定	◆ 担任決定、新年度の体制による構成員の確認をする。	○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする		◎ 人事異動等により旧担任がいない場合があるため
		○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする ○ 新旧の担任間で引継を行う ○ 学年主任が調理員と情報共有を図る ○ 緊急時対応について研修を実施する			◎ 調理員との情報共有は必要であるが、学年主任ではなく、養護教諭や栄養教諭、給食主任と考える ◎ 研修については、共通理解を図るに入れるべき
		◆ 決定事項の共通理解を図る。	○ 職員会議等において、生徒一覧、個別の対応表を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る		◎ 別枠記載が良い。
		◆ 給食での対応を開始し、問題点がないかどうか検討する。 ◆ 対応について、保護者に連絡を行う。	○ 不都合がないか担任や本人、保護者等から聞き取りをし、問題点があれば解決策を検討する ○ 対応の決定事項について、電話等で保護者に連絡する	○ 適宜、問題点の有無等を確認し、必要に応じて対応を検討する ○ 決定通知書を送付し、必要に応じて電話等で連絡をする	◎ 「問題点の有無等を確認し、必要に応じて対応を検討する」としてはどうか ◎ 対応については対応決定通知書がある。電話が基本であると全家庭に電話連絡を行うのはむずかしい。

(情報共有)

		アンケート結果(統合版)	(案)	書面回答の意見
(4月) 校内委員会実施後、給食開始前			◆ 決定事項の共通理解を得る。 ○ 校長が中心となって、緊急時における対応(エビベンの取り扱いを含む)について研修会を開催する ○ 職員会議において、児童一覧や食物アレルギー面談シート等を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 養護教諭や栄養教諭、給食主任等が調理員と情報共有を図る	

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新中学1年生】

(面談)

		アンケート結果(統合版)	「学校H」の食物アレルギー面談シート	(案)	第5回委員会における意見
①(入学式まで) 必要書類の回収後	◆面談者	○ 管理職 ○ 学級担任(学年主任) ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭		○ 管理職 ○ 学級担任(学年主任) ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 【留意点】上記職員の内2人以上出席	◎ 左記の教職員のうち、2人以上の対応が必要
	◆把握事項	○ 原因食材 ○ 症状、程度 ○ 小学校・家庭における対応 ○ 内服薬・エビペンの有無 ○ 学校に対しての要望 ○ 当番活動・座席・配膳順等にかかる配慮の必要性 ○ 緊急時の対応・連絡体制 ○ 対応解除となっている場合における体調不良時の注意事項(運動実施の可否、保護者要望 等)	◆ アレルギーの原因食品は何ですか。 ◆ どのような時に症状が出ますか。(喫食した時・触れた時) ◆ 原因食品を摂取した場合、どのような症状が出ますか。 ◆ 最近アレルギー症状を起こしたのはいつですか。 ◆ アレルギー反応を起こした時の対処法はどのようにしていますか。 ◆ 家庭では、除去食はどのような対応をしていますか。 ◆ エビペンや薬の保管について、確認する。 ◆ 本人はアレルギー症状のでる食品を把握していますか。 ◆ コンタミネーション(調理加工工場での微量混入)は大丈夫ですか。 ◆ 過去に除去食を行っていたが、現在は完全に食べられるようになった食品はありますか。 ◆ 学校生活で配慮すべきことはありますか(掃除・運動・調理実習・係活動・黒板等)	○ ◆ アレルギーの原因食品は何ですか。 ◆ どのような時に症状が出ますか。 ○ ◆ 原因食品を摂取した場合、どのような症状が出ますか。 ◆ 最近アレルギー症状を起こしたのはいつですか。 ◆ アレルギー反応を起こした時の対処法はどのようにしていますか。 ○ ◆ 家庭では、除去食はどのような対応をしていますか。 ○ ◆ 内服薬やエビペンは持っていますか。また、どのような時に使用するよう医師から指示を受けていますか。 ◆ 本人はアレルギー症状のでる食品を把握していますか。 ◆ コンタミネーション(調理加工工場での微量混入)は大丈夫ですか。 ◆ 過去に除去食を行っていたが、現在は完全に食べられるようになった食品はありますか。 ○ ◆ 学校生活で心配なこと(席順や給食当番等)はありますか。 ◆ アナフィラキシーを起こしたことはありますか。 ○ ◆ 緊急時の保護者の連絡先・搬送先の病院を教えてください。	◎ 小学校と同じで良い
	◆伝達事項	○ 文書料補助制度 ○ 学校における対応(除去食・持参食・校外学習) ○ 毎月の献立の確認方法 ○ 給食費の返金 ○ 小学校と対応が異なる事項 ○ 緊急時の対応・連絡体制	◆ アレルギー専用の設備・器具・食器・人員がないことの説明 ◆ 除去食や代替食対応当日の流れについて確認する(アレルギー用の食器使用や代替食の保存場所など) ◆ エビペンや薬の保管場所について確認する。 ◆ 本人がエビペンを打つあるいは薬が飲めない場合は、教職員が対応することを説明し、同意を得る。 ◆ 食物アレルギー対応確認書について説明する。(略) ◆ 給食での対応に毎年管理指導表が必要なことを説明し、同意を得る。	○ 和泉市の対応(「手引き」に基づき説明) ○ 文書料補助制度 ○ ◆ 除去食や弁当対応当日の流れ(アレルギー用の食器使用や代替食の保存場所など) ○ ◆ 学校のエビペンや薬の保管場所 ◆ 本人が医師の指示どおりに服薬やエビペンを打てない場合は、教職員が対応すること(同意を得る) ○ ◆ 対応の継続にあたっては、毎年、医師の診断書である「学校生活管理指導表」を提出いただくことが必要なこと ○ 毎月の献立の確認方法 ○ 給食費の返金方法 ・ クラスの児童生徒に食物アレルギー情報を知らせること	◎ 「伝達事項」の項目とする ◎ 小学校と同じで良い
					◎ 「把握事項」の項目とする

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新中学1年生】

(校内委員会)

アンケート結果(統合版)			(案)		第5回委員会における意見
①(～4月) 必要書類の回収 及び面談後	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年代表(各1名) 	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ) ○ 学年代表(各1名) ○ 首席 ○ 保健主事 【留意点】必要に応じて上記職員が参加	
	検討・決定	◆ 担任決定、新年度の体制による構成員の確認をする。	○ 担任決定、新年度の体制による構成員を確認する	○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする	◎ 小学校と同じで良い
		◆ 給食での対応を検討する。	○ アレルギー食品・エピペンの解除等の生徒の現状、保護者の要望を確認のうえ、除去食・持参食・教室等での配慮について協議を行う	○ 面談の結果を踏まえ、除去食の提供の仕方や持参したお弁当の保管方法について協議を行う ○ 和泉市学校生活管理指導表に基づき対応を検討する	◎ 小学校と同じで良い
					◎ 小学校と同じで良い
				○ 参加メンバーや保護者の意見を踏まえて対応方法を決定する	◎ 小学校と同じで良い
		◆ 決定事項の共通理解を図る。	○ 職員会議において、生徒一覧、個別の対応表を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 緊急時における対応について研修を開催する	◎ 「決定事項の共通理解を得る」という項目については、別枠で記載するべき	
			◆ 給食での対応を開始し、問題点がないかどうか検討する。	○ 適宜、問題点の有無等を確認し、必要に応じて関係職員で対応を検討する	

(情報共有)

アンケート結果(統合版)		(案)		第5回委員会における意見
(4月) 校内委員会② 開催後		◆ 決定事項の共通理解を図る。	○ 職員会議において、児童一覧や個別の対応表(食物アレルギー面談シート)等を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 校長が中心となって、緊急時における対応(エピペンの取り扱いを含む)について研修会を開催する ○ 養護教諭、栄養教諭、給食主任等が調理員と情報共有を図る	

「食物アレルギー対応のながれ」に係る具体的な取り組み内容(案)について

資料4

【新中学2～新中学3年生】【義務教育学校7～9年生】

(面談)

		アンケート結果(統合版)	(案)		書面回答の意見
① (3月) 校内委員会における 対応方針決定後 ↓ (12月～給食開始前) 書類回収後	◆ 面談者	○ 管理職 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年代表(各1名)	◆ 面談者	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭(在籍校のみ) 【留意点】上記職員の内2人以上出席	◎ 複数名での対応が望ましい ◎ 必須ではない
	◆ 把握事項	○ 来年度の給食対応について変更の有無 ○ アレルギー物質の変更の有無 ○ 管理指導表の内容 ○ 内服薬・エビペンの変更の有無 ○ 症状と対応の変更の有無 ○ 学校に対しての要望	◆ 把握事項	○ 前年度の「食物アレルギー面談シート」や回収書類を基に、変更等がないか確認する	◎ 1年生時の確認表・回収書類を基に、変更等がないか確認をする
	◆ 伝達事項	○ 学校における対応(除去食・持参食) ○ 毎月の献立の確認方法 ○ 緊急時の対応・連絡体制 ○ 給食費の返金 ○ 文書料補助制度	◆ 伝達事項	 ○ 給食費の返金 ○ 文書料補助制度	◎ すでに理解しているはずなので不要 ◎ すでに理解しているはずなので不要 ◎ すでに理解しているはずなので不要
	◆ その他事項	○ エビペン保有者を対象に、必要に応じて4月以降に面談を実施する	◆ その他事項	保護者の希望等、必要に応じて面談を実施する	◎ 必要に応じて実施する

(校内委員会)

		アンケート結果(統合版)	(案)		書面回答の意見
① (2月) 必要書類の 回収後 ↓ (12月 ～給食開始 前) 面談後	◆ 参加メンバー	○ 管理職 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭	◆ 参加メンバー	○ 管理 ○ 学級担任 ○ 養護教諭 ○ 栄養教諭 ○ 学年主任 ○ 保健主事 【留意点】必要に応じて上記職員が参加	
	検討・決定	◆ 給食での対応を継続するかどうか検討する。 ◆ 校長が対応を決定する。	◆ 給食での対応を継続するかどうか検討する。 ◆ 校長が対応を決定する。	○ 食物アレルギー面談シート及び学校生活管理指導表に基づき、前年度との変更事項等を確認し、個別の給食での対応を検討する ○ 上記の内容を踏まえ、校長が対応を決定する	「面談調書及び学校生活管理指導表に基づき、前年度との変更事項等を確認し、個別の給食対応を検討する」に文言修正すべき
		○ 提出書類の主治医の指示事項や前年度との変更事項を確認し、対応について検討する ○ 上記の内容を踏まえ、校長が対応を決定する			
(給食対応の状況)					
① (4月) ↓ 削 除	検討・決定	◆ 担任決定、新年度の体制による構成員の確認をする。	◆ 担任決定、新年度の体制による構成員の確認をする。	○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする	◎ 人事異動等により旧担任がいらない場合があるため
		○ 担任決定、校務分掌などで新年度の体制による構成員の確認をする ○ 新旧の担任間で引継を行う ○ 学年主任が調理員と情報共有を図る ○ 緊急時対応について研修を実施する			◎ 調理員との情報共有は必要であるが、学年主任ではなく、養護教諭や栄養教諭、給食主任と考える ◎ 研修については、共通理解を図るに入れるべき
		◆ 決定事項の共通理解を図る。			◎ 別枠記載が良い
		◆ 給食での対応を開始し、問題点がないかどうか検討する。	◆ 給食での対応を開始し、問題点がないかどうか検討する。	○ 適宜、問題点の有無等を確認し、必要に応じて対応を検討する	◎ 「問題点の有無等を確認し、必要に応じて対応を検討する」としてはどうか
		◆ 対応について、保護者に連絡を行う。	◆ 対応について、保護者に連絡を行う。	○ 決定通知書を送付し、必要に応じて電話等で連絡をする	◎ 対応については対応決定通知書がある。電話が基本であると全家庭に電話連絡を行うのはむずかしい

(情報共有)

		アンケート結果(統合版)	(案)		書面回答の意見
(4月) 校内委員会実施後、給食開始前			◆ 決定事項の共通理解を得る。	○ 校長が中心となって、緊急時における対応(エビペンの取り扱いを含む)について研修会を開催する ○ 職員会議において、児童一覧や食物アレルギー面談シート等を用いてアレルギー対応にかかる決定事項について情報共有を図る ○ 養護教諭や栄養教諭、給食主任等が調理員と情報共有を図る	